

令和4年度

第12回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 2 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和5年2月17日（金）午後2時30分から午後3時30分

2 開催場所 静岡県産業経済会館 第1会議室

3 出席委員（18人）

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者（副会長）12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子

7番 大塚 師輝 8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代

11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘 15番 深井 暁美

16番 堀場 正明 17番 美尾 明 18番 望月 均

19番 森田 早苗

4 欠席委員 10番 小村 寿文

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第73号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第50号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第52号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、

副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、

農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議長 ただいまから、令和4年度第12回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本

日10番 小村 寿史委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 18番 望月 均委員、19番 森田 早苗委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。それでは、最初に議案第70号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 **【議案第70号朗読】**

申請は2ページに記載のとおり2件でございます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号99番を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いいたします。

(委員 退席)

議長 それでは、地区審査を行いました2班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いいたします。

事務局 2班です。整理番号99番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地を子に贈与するものです。

15番 以上、職員から説明がありました1件については、2班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 発言もないようですので、議案第70号の整理番号99番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第70号の整理番号99号は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員 着席)

議長 それでは、議案第70号の整理番号98番について、地区審査を行いました1班

から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号98番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族より、贈与による持ち分移転です。

17番 以上、職員から説明ありました1件につきまして、1班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の1班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第70号の整理番号98番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第70号の整理番号98番は、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案70号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第71号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第71号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり3件でございます。

議長 それでは、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号16番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、現在借家住まいをしておりますが、娘が戻り、同居を始め、手狭になったため、住宅の建築を計画し申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われれます。整理番号17番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、現在実家で、両親、兄夫婦と住んでおりますが、手狭になり、農家として独立したく、農家住宅の建築を計画し申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。

17番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号18番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は

田です。畑地造成の申請です。申請人は、農業を営んでいます。申請事由ですが申請人は今後、田んぼを畑として利用するため、申請に及びました。農地区分は農用地区域内農地で、転用期間は5か月です。盛土の量は398m³、高さ50cmとなります。本件において県盛土対策課にて盛土条例の適用除外であることは確認済みです。造成終了後は、農地として使用する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

18番 以上、職員から説明がありました1件については、3班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第71号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第71号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第72号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第72号朗読】**

申請は6ページに記載のとおり5件でございます。

議長 それでは、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号75番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有者移転です。申請事由ですが、駐車場のスペースがなく、自宅の隣接地の所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

整理番号76番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。この案件については、総会前に追認案件として報告しております。現況は住宅の建築中で、贈与による所有者移転です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、手狭になり土地所有者の祖父に相談したところ、祖父所有の土地を贈与され住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

代替性についても検討され、転用面積も適当と思われま

認案件のため、始末書も添付されております。

17番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 2班です。整理番号77番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請人は、駿河区で運送業を営む法人です。これまで使用していた大型ダンプの駐車場が土地区画整理事業により使用できなくなるため、移転先を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性も検討され、隣接地への被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。

15番 以上、職員から説明ありました1件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号78番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、申請者は建設業を営んでいる法人です。第10回、第11回の総会にて申請のあった、トンネル工事に付随する申請です。トンネル工事で発生した残土処分場を探していたところ、所有者と話しがまとまり、一時転用の申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。転用期間は1年と7カ月です。盛土量は最大2,000m³、高さ1mとなります。本件は市の公共事業となり担当課にて盛土条例の申請対象外であることは確認済みです。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。整理番号79番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田です。畑地造成の申請です。申請事由ですが、申請人は今後、田んぼを畑として利用するため、申請に及びました。農地区分は農用地区域内農地で。転用期間は0.5ヶ月の一時転用です。盛土の量は570m³、高さ70cmとなります。本件において県盛土対策課にて盛土条例の適用除外であることは確認済みです。造成終了後は、農地として使用する旨の作付け計画書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

18番 以上、職員から説明ありました2件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 77番についてお伺いします。露天駐車場に転用ということで、トラックなどが

通るようになると思うのですが、近隣住民の方への対応はできているのでしょうか。また、現況が田んぼですが、このままの状態です。駐車場の利用するか、それとも造成を行うのか教えてください。

事務局　　まず1点目のご質問についてですが、今回駐車する車両はダンプトラック、4 t車が1台、8 t車が6台、10 t車2台の計9台を予定しております。隣接農地の所有者や、道を挟んだところに住宅が1軒あるのですが、その住民には説明を行い、了承を得ていることを確認しております。また、基本的には月曜日から土曜日の午前7時から午後5時を利用時間と定めています。高速道路での工事など、深夜帯に利用をすることもありますが、その際には住民の方に事前に説明を行ってから利用するとのこと、了承を得ているそうです。2点目についてですが、土を入れて整地を行います。盛土量は250 m³を予定しており、約半分はアスファルト舗装を行い、残りは砕石敷にするとの申請内容になっています。

議長　　79番は77番と面積がほとんど同じで、一時転用期間が0.5カ月とすごく短いのですが、なぜこんなに早く畑地造成をしなければいけないのですか。

事務局　　所有者の孫が、3月に農業関係の学校を卒業し、4月から耕作を始めるため、それに間に合わせたいとの理由でこのような申請となっています。

議長　　ほかに発言もないようですので、議案第52号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長　　議案第72号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第73号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　【議案第73号朗読】

申出は8ページに記載のとおり4件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局　　整理番号47です。こちらの生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。1月23日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号48です。こちらの生産緑地は平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農業に従事していました。1月30日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号49です。こちらの生産緑地は平成26年

に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約120日農業に従事していました。1月26日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号50です。こちらの生産緑地は平成28年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。1月26日に地区担当委員のと、聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 　　ただいまの議案第73号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　発言もないようですので、議案第73号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議長 　　議案第73号は、原案のとおり承認いたしました。

議長 　　ここからは報告事項に入ります。

報告第49号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第49号朗読】**

通知は10ページから13ページの22件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 　　それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号140番については、賃借人が高齢により耕作できないため、合意解約しました。整理番号141番については、賃借人が経営規模を縮小するため、合意解約しました。整理番号142番については、耕作者の栽培要件に合わなかったため、合意解約しました。利用配分計画は、10月総会で合意解約済です。整理番号143番については、賃借人が高齢になり、満身に管理ができず経営を縮小したいため、合意解約しました。整理番号144番と145番は同一の案件です。台風15号による土砂流入のため復旧が困難となり合意解約しました。整理番号146番と147番は同一の案件です。耕作者が規模縮小するため、合意解約しました。整理番号148番については、耕作者が農業経営の主力作物を露地野菜に切り替えるため返還したいとのことで、合意解約しました。次の借り手は既に決まっているとのことです。整理番号149番と150番、151番、152番は同一の案件です。台風15号による土砂流入のため復旧が困難となり合意解約しました。整理番号153番と154番、155番は同一の案件です。台風被害による耕作条件不良のため、合意解約しました。整理番号156番と157番は同一の案件です。トンネル掘削工事に伴う収用により、

合意解約しました。整理番号158番と159番、160番、161番は同一の案件です。耕作者が高齢により耕作が困難になったため、やむをえず合意解約しました。

議長 ただいまの報告第49号について、発言のある方は挙手をお願いします。

11番 台風被害による合意解約とありましたが、それは現状を回復せず、そのまま返すということになるのか。手を付けられなくなったため、荒れたまま返すという認識でよいのか。

事務局 特に記載はないですが、もう農地として利用できず返したいという内容のため、原状回復するということではありません。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第49号を終わります。次に、報告第50号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第50号朗読】**

届出は15ページから19ページの44件がございました。その内訳は、4条の転用が10件、5条の転用が34件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が29件、使用貸借による権利の設定が4件、事業用定期借地権設定が1件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第50号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 事業用定期借地権の設定とありますが、これは最高何年ですか。それとも、期限はないですか。

事務局 今回の届出の契約は10年となっています。事業用定期借地権は10年以上50年未満で貸し出せるとなっています。

議長 発言がないようですので、以上で報告第50号を終わります。

次に、報告第51号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第51号朗読】**

届出は21ページ、22ページの17件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第51号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第51号を終わります。

次に、報告第52号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第52号朗読】**

申出は24ページの2件がございました。内容については記載のとおりござい

ます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号18は、1月5日、整理番号19は、1月19日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。

議長 ただいまの報告第52号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第52号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第12回総会を閉会いたします。